

令和7年度 就学援助制度のお知らせ

秋田市では、経済的に困りの保護者の方に対して、負担を軽減するために学校教育にかかる費用の一部を援助する就学援助制度を実施しています。

援助を希望される方は、以下のお知らせをよく読んで申請してください。

援助の内容

- ・学用品費、通学用品費、校外活動費、生徒会費、修学旅行費等を年間で4期に分けて支給します。
 - ・市立小・中学校の学校給食費については、市が学校給食費会計に直接支払いますので、保護者が納付する必要はありません。ただし、審査前の学校給食費については納付が必要です。（認定になった方には後日返還します。）
 - ・支給額の目安については、秋田市公式ホームページ内の学事課ホームページ（広報ID：1008522）をご確認ください。
- ※認定となった場合でも、学校納金は別途納付する必要があります。

援助を受けることができる方

秋田市に居住し、秋田市の小・中学校（普通学級・特別支援学級）に通うお子さんがいる保護者のうち、教育委員会が定める基準により認定された方に援助します。なお、生活保護を受給している方には、一部援助の対象となる費用がありますが、申請の必要はありません。

申請方法

裏面の【記入例】を参考に申請書に記入し、必要に応じて添付書類を添え、お子さんが通学している学校へ提出してください。

令和6年度に就学援助を受けた方も改めて申請が必要です。また、兄弟姉妹がいる場合もお子さん一人ごとに申請が必要です。

新小学1年生で入学前に新入学学用品費の援助を申請された方も、入学後に改めて申請が必要です。

申請期間

- 1 令和7年度の小学2～6年生、中学2～3年生……令和7年1月16日(木)～2月13日(木)
- 2 令和7年度の小学1年生、中学1年生……令和7年4月9日(水)～4月16日(水)
- 3 経済的に困りになるような理由が発生した場合は、年度途中のいつでも申請できます。

審査について

- 1 お子さんと同世帯の家族の収入額が生活保護基準額（平成25年4月1日現在の基準をもとに算定した額です。）の1.3倍以下の方が認定となります。生活保護基準額は各家庭によって異なります。事前に審査結果等のお問い合わせにはお答えできませんのでご了承ください。
 - 2 令和7年度（令和6年中）の市民税課税台帳の収入額が確定する6月以降に審査となります。
 - 3 審査結果については、学校を通じて文書で通知します。
 - 4 年度途中での申請の場合、援助の対象期間は申請日からとなります。
- ※認定の目安は次の表のとおりです。

| 家族構成 | 生保基準(年額) | 給与収入の場合(年額) | 給与以外の収入の場合(年額) |
|---|------------|--------------|----------------|
| 父43歳、母39歳、長男13歳、長女9歳 (持ち家、父、母共働きの場合) | 2,847,168円 | 4,213,719円以下 | 3,701,318円以下 |
| 母36歳、長男8歳、長女5歳 (家賃50,000円の場合) | 2,231,628円 | 3,413,517円以下 | 2,901,116円以下 |

申請書記入上の注意

- 記載事項が事実と相違する場合、援助の対象となりません。
- 「申請理由」欄の記入について、次の点にご注意ください。
 - 現在の収入が前年の収入から著しく減少している場合（失業等）や、特別な事情で経済的に困っている場合は、必ずその事情を記入してください。
 - 住宅ローン、自動車ローン等については、申請理由として認められません。
- 「家庭の状況」欄には、住民票の世帯をお子さんとともにしている方全員を記入してください。単身赴任等で別居している保護者も含まれます。「申請理由」欄の余白に住民登録地の市町村名を必ず記入してください。

添付する書類

| 項目 | 添付書類※1 | 書類を発行するところ |
|------------------------|-------------------------------------|----------------------|
| 申請書の「1 申請理由」が(1)～(3)の方 | 減免承認通知書 ※2 | 市民税課、資産税課、国保年金課 |
| 遺族年金・障害年金を受給している方 | 振込通知書又は証書 | 日本年金機構（年金事務所） |
| 雇用保険を受給している方 | 雇用保険受給資格者証 | 公共職業安定所（ハローワーク） |
| 養育費・仕送り等の収入がある方 | 証明書類は必要ありませんが、申請書に金額を記入してください。 | |
| 転職等により収入が著しく減少した方 | 直近3か月分の給与明細等 | 勤務先 |
| 令和7年1月2日以降に秋田市へ転入された方 | ※令和7年度のもの（令和6年中の所得・収入を証明するもの）が必要です。 | |
| | 市町村民税・県民税特別徴収税額の通知書 | 勤務先 |
| | 市町村民税・県民税納税通知書 | 令和7年1月1日に住民登録があった市町村 |
| | 市町村民税・県民税（所得・課税）証明書 | |

※1 各種証明書類はコピーで結構ですが、最新のものを添付してください。

※2 各種減免承認通知書は再発行されませんので、紛失した方は申請理由(5)での申請になります。

問い合わせ先

通学している学校又は秋田市教育委員会学事課
秋田市山王一丁目1-1 秋田市役所5階
電話 888-5806 FAX 888-5804

